



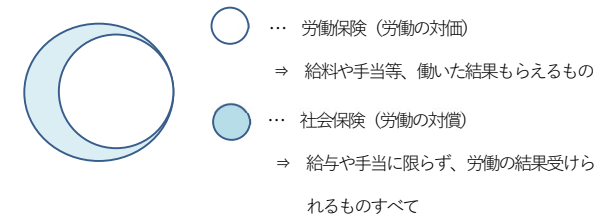
■ 社会保険と労働保険の報酬の範囲は異なります ■

まもなく、社会保険料の算定の時期となりますが、社会保険料や雇用保険料を決定するときは、それぞれの保険が定める対象額（報酬）によって決まります。社会保険の報酬の取り扱い（労働の対償）は、労働保険の取り扱い（労働の対価）よりも範囲が広い（【図】参照）ため、下の表にまとめました。

下記の表は一例となりますので、実際の取り扱いにより個別に判断し、報酬に該当するかどうかを確認する必要があります。

実際に報酬に該当しないと思っていたものが、あとから「報酬だった」と指摘を受け、多額の保険料を追加で支払ったケースもありますので、判断に迷った際は、あおば事務所にご連絡ください。

【図】範囲のイメージ



■ 「報酬になるもの」と「ならないもの」の例示

	内 容	例
報酬になるもの	① 現実に提供された労働に対する対価に加え、給与規定等に基づいて会社が経常的（定期的）に社員に支払うもの	賃金、給料、俸給、賞与・決算手当など、インセンティブ（営業手当）、通勤手当、家族手当、管理職手当、勤務地手当、休職手当、休業手当 など
	② 恩恵的に支給するもの（労働協約等に基づいて支給されるもの）	傷病手当金と給与の差額補填を目的とした見舞金
	③ 現物（お金以外のもの）で支給されるもの	通勤定期券・回数券、食事・食券（※）、社宅の提供（※）、被服（勤務服でないもの）など
報酬にならないもの	① 労働の対償として受けるものでないもの	傷病手当金、労災保険の休業給付、解雇予告手当、退職手当等
	② 会社が負担するべきものを社員が立て替え、実費弁済を受ける場合	出張旅費、赴任旅費、交際費など
	③ 会社が恩恵として支給するもの	病気見舞金、災害見舞金、結婚祝い金、餞別金など
	④ 労働の対償として支給されるもの（社員が常態として受ける報酬以外のもの）	大入袋
	⑤ 現物（お金以外のもの）で支給されるもの	食事・食券（※）、社宅の提供（※）、制服・作業着などの勤務服等

※ 食事・食券、社宅については、本人の負担割合によって報酬に該当する場合とそうでない場合があります。

■ 【参考】賞与について

年 3 回以下の賞与を支払うときには、賞与支払届で届け出が必要です。ただし、永年勤続表彰などの場合、賞与として扱わない場合もありますので、臨時で支払う場合については、一度あおば事務所までご連絡ください。

もし、4 回以上賞与が支払われると、社会保険料の改定時期に賞与総額の 1/12 相当額を加算する場合がありますので、ご相談ください。

5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症は 2 類から 5 類に変更となり陽性であっても行動制限に法律上の義務はなくなり、推奨に変わりました

社員が(の)

・感染者で陽性患者

※1 発症日0日目：無症状の場合は検体採取日
※2 症状軽快：熱が37.4℃以下になり、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻水等）の軽快を指す

■ 外出を控えることが推奨される期間

発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いため、

- ① 発症日を0日目（※1）として5日間経過するまで（※2）かつ、
 - ② 発症後5日目まで症状が続く場合は、熱が下がり痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度経過するまで。
- 症状が重い場合には、医師に相談。

■ 周りの方へうつさないための配慮

10日間を経過するまではウイルスの排出の可能性があるため、高齢者等のハイリスク者との接触は控えることや不織布マスクの着用が求められる。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心掛けてください。

・家族に感染者が出た、・家族以外と濃厚接触者になった

⇒ そもそも「濃厚接触者」として特定されることはない。

⇒ また「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

外出する場合は、新型コロナにかかったご家族又は同居されている方の発症日を0日として、5日間まではご自身の体調に注意。



■ お知らせ ■

■ 賞与を支給することが決まったらあおば事務所までご連絡ください（不支給の場合も届出が必要です）

ご本人負担分の保険料率は下記のとおりとなります。 ※ 協会けんぽ以外の会社様は別途ご確認ください。

健康保険 4.91%（埼玉）、5%（東京）、4.865%（茨城）、4.88%（群馬）、5.01%（神奈川）

介護保険 0.91%（40 歳以上 65 歳未満の方）、厚生年金 9.15%

雇用保険 一般の事業 0.6%、建設業 0.7%

■ 社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）の算定の時期になりました

毎年 4 月から 6 月に支払われた報酬の平均で 9 月からの社会保険料を決定しますので、当事務所からのお知らせが届きましたら必ず内容をご確認ください。

■ 労働保険料の第 1 回納付期限日について

1. 事務組合委託の場合 7 月 13 日までに納付 or 口座振替

2. 事務組合委託ではない場合で、納付書の場合：7 月 11 日までに納付、納付方法が口座振替の場合：9 月 6 日引落し

賞与から引く保険料が不明な場合は、あおばからお知らせしますので、お気軽にご連絡ください。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です） ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修

全ての根本がここに！ 基本は全 4 回、期間は約 3 ヶ月

★問題解決プログラム

困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！

★経営幹部、管理職研修

管理職に必要な意識と心得をお伝えします。

★チームビルディング

実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？

★超採用面接術 他

組織活力が特にオススメ！



実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。